新旧対照表

（まちペイ加盟店約款の改正）

２０２４年１０月１日

改定後	改定前
第６条（専用端末等の設置場所） 　加盟店は、当社に提出している取扱店の住所（移動販売車等においては、当該車両）に専用端末等を設置するものとし、当該住所より専用端末等を持ち出してはならない。 ２　加盟店は、イベント等の臨時出店のために専用端末等の持ち出しを希望する場合、予め当社の承諾を得なければならない。	第６条（地域外決済の禁止） 　加盟店は、利用処理を松山市外で行ってはならない。 ２　移動を伴うサービスの提供についての利用処理を始点・終点ともに松山市内でなければしてはならない。 ３　加盟店は、当社に提出している取扱店の住所より専用端末等を持ち出してはならない。

<table>
<tr>
<td>
第２０条（精算）
　当社は加盟店に対し、運用サーバに記録された当月１日から１５日（以下「１５日締め分」という。）及び１６日から末日（以下「末日締め分」という。）までの次の各号に掲げる事項を、それぞれ当月２０日及び翌月５日までに通知するものとし、当該通知より３０日以内加盟店より異議の申し出がない場合は、当該通知に異議がなかったものとみなす。
（１）加盟店により利用処理されたマチカマネーの金額
（２）利用処理が取り消された金額
（３）決済手数料
２　当社は加盟店に対し、前項第１号の金額から前項第２号及び前項第３号の金額を控除した金額を、次の表に従い支払う。ただし、当該期日が金融機関営業日でない場合は、次の表の当該支払日の括弧書きを期日とする。
<table>
<tr><td>１５日締め分</td><td>末日締め分</td></tr>
<tr><td>当月末日（前営業日）</td><td>翌月１５日（翌営業日）</td></tr>
</table>
【削除】
</td>
<td>
第２０条（精算）
　当社は加盟店に対し、運用サーバに記録された当月１日から１５日（以下「１５日締め分」という。）及び１６日から末日（以下「末日締め分」という。）までの次の各号に掲げる事項を、それぞれ当月２０日及び翌月５日までに通知するものとし、当該通知より３０日以内加盟店より異議の申し出がない場合は、当該通知に異議がなかったものとみなす。
（１）加盟店により利用処理されたマチカマネーの金額
（２）利用処理が取り消された金額
（３）決済手数料
２　当社は加盟店に対し、前項第１号の金額から前項第２号及び前項第３号の金額を控除した金額を、次の表に従い支払う。ただし、当該期日が金融機関営業日でない場合は、次の表の当該支払日の括弧書きを期日とする。
<table>
<tr><td>１５日締め分</td><td>末日締め分</td></tr>
<tr><td>当月末日（前営業日）</td><td>翌月１５日（翌営業日）</td></tr>
</table>
３　当社及び加盟店との精算は、当社指定の決済代行業者をして行うものとし、当該決済代行業者との契約に従い、精算を行うものとする。
</td>
</tr>
</table>

第２７条（通知義務） 　加盟店は、次の事項に該当する事実があった場合、遅滞なく当社に通知しなければならない。 （１）業種、重要な業務内容又は主に取り扱っている商品等の内容に変更があった場合 （２）住所、代表者、商号その他の取引上重要な事項に変更があった場合 （３）前号の他、当社に届け出をした事項に変更があった場合 （４）第２９条第２項各号に定める事実に該当した場合	第２７条（通知義務） 　加盟店は、次の事項に該当する事実があった場合、遅滞なく当社に書面により通知しなければならない。 （１）業種、重要な業務内容又は主に取り扱っている商品等の内容に変更があった場合 （２）住所、代表者、商号その他の取引上重要な事項に変更があった場合 （３）前号の他、当社に届け出をした事項に変更があった場合 （４）第２９条第２項各号に定める事実に該当した場合